

設 立 趣 意 書

1. 設立の目的

小松市は、製造業や農林業、観光業など多様な産業が共存する地域であり、地域資源を活かした事業活動が展開されている。一方で、市の人口は平成 27 年の 10 万 8,509 人から、令和 2 年には 10 万 3,471 人へと減少しており（5 年間で約 5,000 人減少、約 4.6%減）、特に中山間地域や里山エリアでは、急激に過疎化が進んでいる状況である。

これらの地域における農林業、宿泊業、観光業では季節的な繁閑の影響を受けやすく、年間を通じた安定雇用の確保が困難であることから、移住希望者や若年層にとって「生業」としての持続性が見えにくく、地域への定着を妨げる一因ともなっている。また、地域コミュニティにおいては、行事や伝統文化、自治活動などの担い手が年々減少し、地域社会の持続性にも影響を及ぼしている。

こうした状況を打開するためには、季節的な仕事を複数組み合わせることによって通年雇用を創出し、安定した就労環境を提供することが必要である。これは単なる雇用確保にとどまらず、複数の地域事業者が連携することにより、多様なスキルや就業経験を積むことができる仕組みでもあり、UIJ ターン希望者にとっても、安心して移住・定着できる地域づくりの基盤となる。

令和 2 年 6 月に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、まさにこうした地域の構造的課題に対応するものであり、地域内の事業者が連携して雇用を通年化・多様化し、持続的な地域社会を構築するための制度的枠組みを提供している。

こまつ里山 BASECAMP 事業協同組合は、本法律に基づく特定地域づくり事業の実施主体として、小松で暮らしたいと願う人々が安定的に仕事を得られる環境を整備し、地域の基幹産業の担い手不足を解消するとともに、文化や暮らしを支える持続可能な地域社会の形成を目的として設立するものである。

2. 組織及び事業の概要

(1) 名 称 こまつ里山 BASECAMP 事業協同組合

(2) 地 区 石川県小松市の区域とする。

(3) 事務所の所在地 小松市栗津町ニ 58 番地

(4) 組合員たる資格

- ① 宿泊業、物品賃貸業、食料品製造業、専門サービス業を行う事業者であること。
- ② 組合の地区内に事業場を有すること。

(5) 出資 1 口の金額及び出資払込みの方法

- ① 出資 1 口の金額 100,000 円
- ② 出資払込みの方法 一時に全額を払い込むものとする。

(6) 事業計画の概要

- ① 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- ② 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための移住支援事業の企画・実施

- ③ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ④ 組合員の福利厚生に関する事業
- ⑤ 前各号の事業に附帯する事業

(7) 賦課金の賦課徴収方法
総会において定める

(8) 役員の定数及び任期

- | | | |
|---------|----|--|
| ① 役員の定数 | 理事 | 3 人 |
| | 監事 | 1 人 |
| ② 役員の任期 | 理事 | 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。 |
| | 監事 | 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。 |